

地球温暖化対策実行計画（地域推進版）の改定について

1 地球温暖化対策実行計画（地域推進版）改定の背景

（気候変動に係る動向）

- 2015年12月、気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、2016年11月に発効。世界全体の平均気温の上昇を工業化以前に比べて2℃までに抑えるとともに、1.5℃までにしよう努力することなどが定められている。
- 2016年5月、国は国連に提出した約束草案を踏まえて地球温暖化対策計画を改定し、日本の2030年度温室効果ガス排出削減目標を2013年度比-26%に設定。また、長期的目標として2050年度までに80%の削減を目指すとした。
- 2018年6月、気候変動への適応を推進する気候変動適応法が公布され、同年11月には気候変動適応計画が閣議決定。
- 2018年7月、エネルギー基本計画が改定され、温室効果ガス26%削減に向けた再生可能エネルギーの主力電源化やエネルギーミックスの確実な実現を明記。
- 2019年6月、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、「脱炭素社会」を目指し、2050年までに80%の温室効果ガス排出削減に向けた長期的ビジョンが示される。

（SDGsの採択）

- 2015年9月、国連の総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴールと169のターゲットが設定される。

（地方公共団体の責務）

- 地球温暖化対策実行計画の策定は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項により義務付けられている。
- 区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制施策に関する事項として次の4つが求められている。
 - ・ 再生可能エネルギー導入促進
 - ・ 地域の事業者、住民による省エネ推進
 - ・ 都市機能の集約化、公共交通その他地域環境の整備
 - ・ 循環型社会の形成
- 地域の状況に応じた気候変動適応計画の策定が努力義務とされている。

（新潟市のこれまでの動き）

- 2009年3月、新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）を策定
- 2012年3月、新潟市スマートエネルギー推進計画を策定
- 2013年3月、内閣府より環境モデル都市に選定
- 2014年4月、温暖化対策実行計画を環境モデル都市アクションプランとして改定
- 2016年3月、第2期スマートエネルギー推進計画を策定

2 本市の状況

(地球温暖化対策実行計画について)

- 新潟市域からの二酸化炭素排出量は、直近の確報値である2015年度で661万t、基準年とする2005年度に比べて9.6%減となっている。
- 減少傾向にはあるが、目標とする2018年度の15%削減にはまだ到達していない。

【表 2-1】新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）の概要

	計画期間 (年度)	基準 年度	二酸化炭素削減目標 (電気の排出係数固定)	結果
第1期計画	2009～12	2005	-11%	-6.0%
第2期計画 (環境モデル都市 アクションプラン)	2013～18	2005	短期：2018年度 -15% 中期：2030年度 -40% 長期：2050年度 -80%	-9.6% (直近2015年度 の結果)

※詳細は、別添資料6-2「地球温暖化対策実行計画の進捗状況について」に掲載。

(スマートエネルギー推進計画について)

- 2018年度に市内の再生可能エネルギーによる発電量の割合を総電力需要量の15%にするという第2期計画の目標は達成している。(15.5%)
- 地球温暖化対策実行計画に統合し、引き続き再生可能エネルギーの導入推進に取り組んでいく。

【表 2-2】新潟市スマートエネルギー推進計画の概要

	計画期間 (年度)	目標	結果
第1期計画	(短期) 2012～14 (長期) 2012～20	短期：2014年度までに新たな 電力創出量 34,000MWh (CO ₂ 削減量 2万 t-CO ₂)	54,000MWh (2.6万 t-CO ₂)
第2期計画	2015～2018	総電力需要量の内再生エネ割合 短期：2018年度 15% 中期：2030年度 22～24%	15.5%

※詳細は、別添資料6-3「新潟市スマートエネルギー推進計画の総括」に掲載。

3 実行計画の改定概要（案）

（計画の位置づけ）

市域からの温室効果ガスの排出を削減し、低炭素社会の実現を目指すことを目的に、目標を定め施策を推進する計画として策定。

- 地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条第 3 項に基づく法定計画
- 上位計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画・2015 年 4 月策定）」及び「環境基本計画（2015 年 4 月策定）」との整合を図る。
- スマートエネルギー推進計画（2016 年 3 月）と統合する。

【表 3-1】関連するその他の行政計画等

計画等名称（策定年月）
バイオマスタウン構想（2008 年 3 月）
みどりの基本計画（2009 年 6 月）
一般廃棄物処理基本計画（2012 年 2 月）※2019 年度改定
生物多様性地域計画（2012 年 3 月）
バイオマス産業都市構想（2013 年 4 月）
下水道中期ビジョン（2014 年 3 月）
にいがた交通戦略プラン（2014 年 3 月）
水道事業中長期経営計画（2015 年 3 月）
移動しやすいまちづくり基本計画（2015 年 4 月）※2019 年度見直し
農業構想（2015 年 4 月）
自転車利用環境計画（2019 年 3 月）
消費生活推進計画・消費者教育推進計画（2 次改定）（2019 年 3 月）
地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）（2019 年 4 月）

○ 環境モデル都市※アクションプランとして策定

〈アクションプランで基本的に踏まえることが求められる事項〉

- ① 「地球温暖化問題への統合アプローチ」及び「低炭素社会における都市・地域の活力の創出」の取り組みが含まれていること。
- ② 環境モデル都市のアクションプランであることを整理、明文化すること。
- ③ 内閣府が定める様式 1～4 を参考資料として添付すること。
- ④ 各都市の HP 等で公開すること。

※環境モデル都市

温室効果ガス排出量の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市を内閣府が選定するもの。現在全国で 23 都市が選定されており、うち政令市は本市を含む 6 都市（新潟市、横浜市、京都市、堺市、神戸市、北九州市）。

(計画期間)

- 内閣府からの通知では、環境モデル都市アクションプランの計画期間について 2019～2023 年度の5年間を基本としているが、本市では、中期目標とする 2030 年度までの中間をとって 2019～2024 年度の6年間とする。

(基準年度と目標の設定)

- 国の地球温暖化対策推進計画の基準年度である 2013 年度を本市においても基準年度とする。
- 計画期間最終年の 2024 年度目標と中期 (2030 年度)、長期 (2050 年度) 目標を設定する。
- 長期(2050 年度)目標は国の計画目標と合わせ、第 2 期計画に引き続き 80%とする。

(取り組み方針)

- 温室効果ガスの排出削減を図る「緩和策」については、第 2 期計画の取り組み方針を踏襲し、引き続き取り組んでいく。
 - ① 田園環境の保全・持続可能な利用
 - ② スマートエネルギーシティの構築
 - ③ 低炭素型交通への転換
 - ④ 低炭素型ライフスタイルへの転換

(地域気候変動適応計画の内包)

- 既に起こりつつある気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を検討。
- 本市の特性などを踏まえ、気候変動適応法で定める地方気候変動適応計画に準ずる内容を実行計画に盛り込む。
- 重大性や緊急性、確信度を考慮したうえで、本市において優先すべき事項を整理。

【表 3-2】 起こりつつある気候変動とその影響 (一例)

気候の変化 気象現象	本市の特性	予測される影響
・ 気温の上昇	・ 市域の多くを農地が占め、農業が主要産業のひとつである。	・ 農畜産物への高温による障害発生、品質低下 ・ 栽培適地の変化
・ 集中豪雨 ・ 高潮	・ 信濃川、阿賀野川の河口に位置している。 ・ 市域の約 3 割が海拔ゼロメートル地帯。	・ 河川の氾濫等水による災害発生リスクの上昇 ・ 海岸浸食の被害増大
・ 気温の上昇	・ 大小多くの潟が存在し、豊かな生態系を構築。 ・ 渡り鳥の重要な越冬地である。	・ 生息適地の変化 ・ 渡り鳥飛来数の減少

(脱炭素社会に向けた目標と取組の意義，意識の共有)

- 地球温暖化対策が地域経済循環推進，健康寿命延伸，防災・減災といった分野にも寄与することを鑑み，様々な社会課題の同時解決を目指す施策を計画に盛り込むことが必要。
- 温暖化対策が経済活動の停滞を招くというような考え方を払拭し，緩和策・適応策が地域経済の活性化やレジリエンスの強化につながるという認識を拡大する。
- 家庭部門，業務部門の対策をより実効性のあるものにするため，市民・事業者の皆さんの自発的な取組みが促されるよう，ワークショップなどを通して意識の共有を図る。

(SDGs の考え方を活用した地域循環共生圏の構築)

- 実行計画の中期目標とする 2030 年度は SDGs の目標年でもあり，社会課題解決を目指す包括的な目標であることから，計画の推進に SDGs の考え方を活用する。
- 地球温暖化対策と同時に「生活の質の向上」「健康・福祉の充実」「減災・防災」「地域経済の活性化」といった環境とは異なる分野の課題解決につながる施策を盛り込み，持続可能な地域の実現を目指す。
- 「自立分散型のエネルギーシステム」，「健康で自然とのつながりを感じるライフスタイル」，「多様なビジネスの創出」など地域循環共生圏を構成する要素をパートナーシップにより作り上げる。

4 実行計画の改定スケジュール

(計画改定スケジュール)

- 2020 年 3 月に策定，4 月に公表することを目指し作業を実施。
- 策定委員会は年度内に全 4 回を予定。
- 夏から秋にかけてワークショップを開催。

※詳細は別添資料 6 - 5 「計画改定に向けたスケジュール」に掲載